

## 1. 直前チェック！高年齢者雇用安定法改正 ～平成 25 年4月1日より～

4月1日より、高年齢者雇用安定法が改正されます。①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、がありますので、改めて内容をおさらいしておきます。

①は、希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を最終的に実施するという事です。現在、60歳で定年後に希望者全員を65歳まで再雇用する制度を既に導入している場合には、この改正への対応は必要がないのですが、労使協定で継続雇用の対象者に関する基準を定め選別を行う制度を実施している会社は改正が必要となります。ただし、この改正については経過措置が認められており、I. 平成28年3月31日までは61歳以上、II. 平成31年3月31日までは62歳以上、III. 平成34年3月31日までは63歳以上、IV. 平成37年3月31日までは64歳以上の人に対しては、労使協定の基準を適用することができます。例えば、平成26年中に60歳で定年を迎え再雇用する際には労使協定の基準を適用することはできませんが、61歳の時点で改めて労使協定の基準を適用することができる、ということです。なお、「高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針」では、改正により希望者全員の継続雇用を求めるものの、就業規則に定める解雇事由または退職事由(年齢に係るものを除く)に該当する場合には、継続雇用しないこともできとしています。なお、②は、事業主間で契約を結べば、高年齢者の継続雇用先をグループ企業まで拡大して認められ、継続雇用先を子会社や関連会社まで可能になったという改正です。



## 2. 不合理な労働条件の禁止(労働契約法改正のポイント)

昨年8月に規定された労働契約法改正による有期労働契約の新しい3つのルールについて、事務所だよりでは「雇止め法理の法定化」については昨年の9月号で、「無期労働契約への転換」については先々月号で取り上げましたが、今号では「無期労働契約への転換」と同じく今月から施行される「不合理な労働条件の禁止」のルールについての確認です。

「不合理な労働条件の禁止」は、同一の利用者と締結している有期労働契約者と無期労働契約者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。有期労働契約者が無期労働契約者に比べて、雇止めの不安があることで合理的な労働条件が決定されにくいことや、処遇に対しての不満が多く指摘されていることにより、ルールとして法律上明確にされました。

禁止の対象となるのは全ての労働条件で、賃金や労働時間などの狭義の労働条件だけではなく、労働契約の内容になっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生などの労働者に対する一切の処遇が含まれます。労働条件の相違が不合理であると認められるかどうかは、①職務の内容(業務の内容とそれに伴う責任の程度)、②当該職務の内容と配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。特に通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限りは合理的と認められないと解されます。

合理的と認められない労働条件は無効となり、基本的に無期労働契約者と同じ労働条件が認められると解されますし、更には不法行為として損害賠償が認められ得るとも解されますので、条件の相違には十分に注意をする必要があります。

## 3. 書籍発行のお知らせ 『労働・社会保険の書式 完全マニュアル』

平成20年より私も改訂に関わっております日本法令発行の「図解 労働・社会保険の書式 完全マニュアル」の第5訂版が、3月1日に発行となりました。いわば、社会保険労務士の手続き業務の骨幹の一つの部分をまとめた書籍です。書店にも並んでおります。

### ● 編集後記 ●

昨年末に、隣の住人の方にいただいたヒヤシンスの球根が、今、最も美しく、紫と白の花を咲かせています。水栽培なんて小学校以来です。ヒヤシンスはまず、冷蔵庫で球根をしばらく冷やしてじわじわ育てなければならず、一時期、冷蔵庫の真ん中を占領していました。お礼に隣の方に見せにいったところ、その方は咲かないまま、枯れていきそうな様子。どうやら面倒だし大丈夫だろうと、冷蔵庫で冷やさなかったそう。ちょっと手抜きしたことがこうやってあらわれるんだわ、とがっかりされていらっやいました。とりあえず咲いた花が見せられてよかった！(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-33-7-701  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)